　（別紙３の１）

認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価実施要領（参考例）

[評価機関の名称]（以下、「当機関」という。）における認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施については、本実施要領に定める。

第１　地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針

（各評価機関において記入）

第２　外部評価の体系及び評価項目

　外部評価項目は、島根県の定めるところによるものとする。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所については、評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続はすべてユニットについて行った上で、最終的な評価は事業所全体を単位として行う。

第３　外部評価の構成

　外部評価は、当機関の委嘱する複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関が評価結果を決定するものとする。

第４　書面調査

　当機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に「現況調査」と「自己評価調査」を目的として、次の書面の提出を求める。

　（１）現況調査

評価を受ける事業所から、次の文書の提出を受けて行う。

①　事業所の運営が分かる書類

　運営規程、利用契約書・重要事項説明書、パンフレット等

②　事業所のサービス提供概要が分かる書類

　介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等

（２）自己評価及び外部評価結果

　評価を受ける事業所から、島根県が定めた自己評価項目について、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施した直近の自己評価結果について記した文書の送付を受けることにより行う。

　なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、各ユニットごとに作成したもの

（３）その他必要と認める書類

　運営推進会議の議事録等

　上記の他、当機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、様式１により、事業所の利用者の家族に対するアンケート調査を実施するものとする。アンケート調査を郵送で行う場合には、個人情報保護の観点から、アンケート調査票の送付は事業所が行い、回収を当機関が行うものとする。

第５　訪問調査

　（１）訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、島根県が定めた外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。

　（２）訪問調査の実施は原則として１日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の外部評価項目に関する状況の調査を行う。

（３）所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

（４）緊急を要する事項（明らかな指定基準省令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、当機関を通じて市町村及び県の担当部局に通報するなど、適切な対応を行う。

第６　評価結果の確定

　（１）主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査結果を総合的に判断し、島根県が定めた外部評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により調査結果をまとめ、遅滞なく別紙４の「１　自己評価及び外部評価」を当機関あて提出するものとする。

　（２）当機関は、（１）の報告書の提出を受けたときは、評価を受けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同報告書の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。

　（３）当機関は、（２）の告知期間が経過した後に、（１）の評価結果を踏まえて当機関としての評価結果を決定するものとする。

　また、評価を受けた事業所から告知期間内に（２）の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して（１）の評価結果の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定するものとする。

　ただし、いずれの場合にあっても（１）の評価結果又は評価を受けた事業所からの（２）の意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定するものとする。

第７　評価結果の通知等

　当機関は、評価結果を決定したときは、これを評価を受けた事業所に通知するとともに、事業所から提出された別紙４の「２　目標達成計画」を求め、別紙４の「１　自己評価及び外部評価結果」と併せて、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮＥＴ）」に掲載するものとする。

　また、当該結果を評価を受けた事業所に通知する際は、当該事業所としての評価結果に関する事後の改善状況を「ＷＡＭＮＥＴ］に掲載する手続きについて併せて情報提供するものとする。

第８　評価手数料等

　　外部評価の手数料については、次のとおりとする。

※評価機関が決定した金額

第９　守秘義務

　（１）当機関は、外部評価の際に知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

　また、その旨を評価調査員に義務付けるものとする。

　（２）（１）の規定にかかわらず、訪問調査等において、緊急を要する事項（明らかな基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて市町村及び県に通報するなど、適切な対応を行うものとする。